資料２

食品ロス削減推進計画の見直しについて

目次

1．食品ロスとは
2．計画の位置づけ
3．現計画の概要
4．見直しの背景
5．見直し後の計画の構成
6．審議のポイント
7．目標の設定について
8．計画の基本方針について
9．基本的な施策及び取組について

１．食品ロスとは

▶食品ロスとは・・・

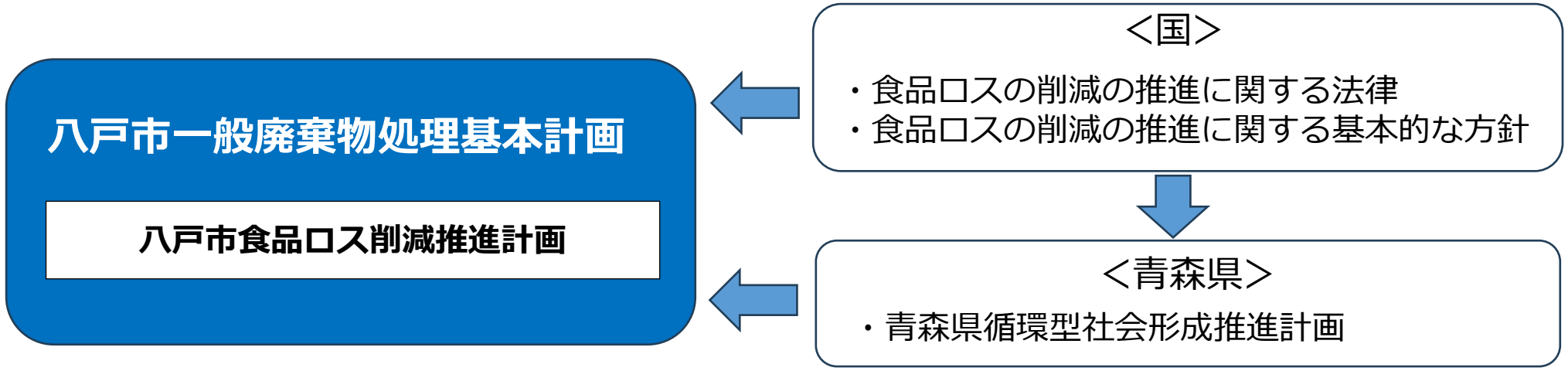
本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品

食品ロス	食品ロスにあたらないもの
 買いすぎ 期限切れ 食べ残し	 魚や肉の骨、野菜くずなどの食べられない部分

２．計画の位置づけ

令和元年５月に成立した「食品ロス削減の推進に関する法律」及び「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に基づき、地域における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないこととされている。

当市では、国の基本方針や青森県循環型社会形成推進計画を踏まえ、令和４年３月に八戸市一般廃棄物処理基本計画の中に「八戸市食品ロス削減推進計画」を位置づけ、策定済みである。



３．現計画の概要

（１）現計画の構成

１．現状及び基本的な方向	３．各主体の取組
（１）食品ロスの定義	（１）市の役割と取組
（２）食品ロスの現状	（２）市民の役割と取組
（３）基本的な方向	（３）事業者の役割と取組
２．目標	（４）マスコミ、消費者団体、NPO等の役割と取組

（２）目標

①市内の一般廃棄物における可燃ごみの中に含まれている未使用食品と食べ残しの割合を令和元年度比の50%とする。

②食品ロス問題を認知して削減に取り組む市民の割合を80%とする。

４．見直しの背景

令和７年３月に国の「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」が変更されたことを踏まえ、当市の「食品ロス削減推進計画」について令和８年度中に見直しを行うもの。

○国の基本方針変更の主なのポイント

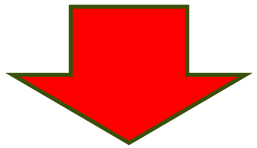
- 食品ロス削減、食品寄付促進及び食品アクセス確保の三つの施策を「食の環（わ）プロジェクト」として一元的に発信
- 「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」に基づく消費者と事業者への周知
- 「食品寄付ガイドライン」の普及啓発　など

５．見直し後の計画の構成

（１）変更点

環境省が令和７年３月に策定した「地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マニュアル」を参考として内容や目標設定を見直すとともに、「八戸市一般廃棄物処理基本計画」の章の一つとして位置付ける。

現計画
「第２章 ごみ処理基本計画 第７節 食品ロス削減推進計画」



「第３章 食品ロス削減推進計画」へ章立て

（２）見直し後の計画の構成（案）

第３章　「食品ロス削減推進計画」※朱色は今回審議のポイント

第１節　計画策定の背景・基本的事項	第４節　目標達成に向けた推進施策
１．背景	１．計画の基本方針
２．国の削減目標・関連計画	２．基本方針に基づく施策・取組
３．計画の位置づけ	第５節　各主体に求められる役割
４．計画期間	１．住民の役割
第２節　食品ロスに関する現状と課題	２．事業者の役割
１．日本・青森県における食品ロスの現状	３．マスコミ、消費者団体、NPO等の役割
２．八戸市における食品ロスの現状	４．行政の役割
３．八戸市の課題	第６節　計画の推進に向けて
第３節　計画の目標	１．推進体制の整備
１．目標	

※第５節、第6節については、次回会議で審議対象とする予定。

６．審議のポイント

（１）目標の設定について（第３節１関連）
（２）基本方針について（第４節１関連）
（３）基本的な施策及び取組について
（第４節２関連）

７．目標の設定について

（１）国・県・市の食品ロスの現状

	国（R6推計）	青森県（R5推計）	八戸市（R6推計）
年間の食品ロス量	4,610,000 t	45,000 t	6,817 t
１人１日あたり換算	**約102ｇ**	**約102ｇ**	**約87ｇ**
うち家庭系	約50ｇ	約41ｇ	約40ｇ
うち事業系 （事業系一般廃棄物 産業廃棄物）	約52g （約28ｇ 約24g）	約61g （約43ｇ 約18g）	約47g （約31ｇ 約16g）

◎事業系一般廃棄物とは
事業所から排出される廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものは事業系一般廃棄物に分類される。（食品製造業から排出される動植物性残渣は産業廃棄物に分類）

○日本の食品ロス量（令和６年度）



＝

国民１人当たり食品ロス量

１日 約102ｇ

年間 約37kg

参考：食品ロスによる経済損失及び温室効果ガス排出量の推計（消費者庁）

※食品ロスの中には、飼料、肥料等に再生利用されているものを含む。

出典：農林水産省ホームページ「食品ロスとは」

○日本の食品ロス量の推移



年度	2000	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2030
家庭系	433	312	302	282	289	291	284	276	261	247	244	236	233	224 (▲48%)	**216** (▲50%)
事業系	547	331	330	339	357	352	328	324	309	275	279	236	231	237 (▲57%)	**219** (▲60%)
合計	980	643	632	621	646	643	612	600	570	522	523	472	464	461 (▲53%)	**435** (▲56%)

（農林水産省及び環境省 推計）（単位 万トン）
※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

()内の数字は、2000年度と比較した削減率

出典：農林水産省ホームページ「食品ロスとは」

（２）国の目標

国の食品ロス削減目標

・**家庭系食品ロス：**

平成12年度(2000年度)比で令和12年度(2030年度)までに

食品ロス量を**半減**させる

・**事業系食品ロス：**

平成12年度(2000年度)比で令和12年度(2030年度)までに

食品ロス量を**60%削減**させる

・**食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする**

（３）県の目標

令和３年３月　「第４次青森県循環型社会形成推進計画」策定

令和８年３月　「第５次青森県循環型社会形成推進計画」策定

青森県の食品ロス削減目標

①令和12年度の県全体の食品ロスの量を**37千トン**とする。

②令和12年度までに、食品ロス問題を認知してその削減に取り組む県民の割合を**80%**とする。

（４）市の目標

○対象とする食品ロス

・家庭系食品ロス

・事業系一般廃棄物にあたる食品ロス

「八戸市一般廃棄物処理基本計画」と整合性を図るため、事業系食品ロスのうち産業廃棄物にあたるもの（食料品製造業由来のもの）は対象から除く。

○目標

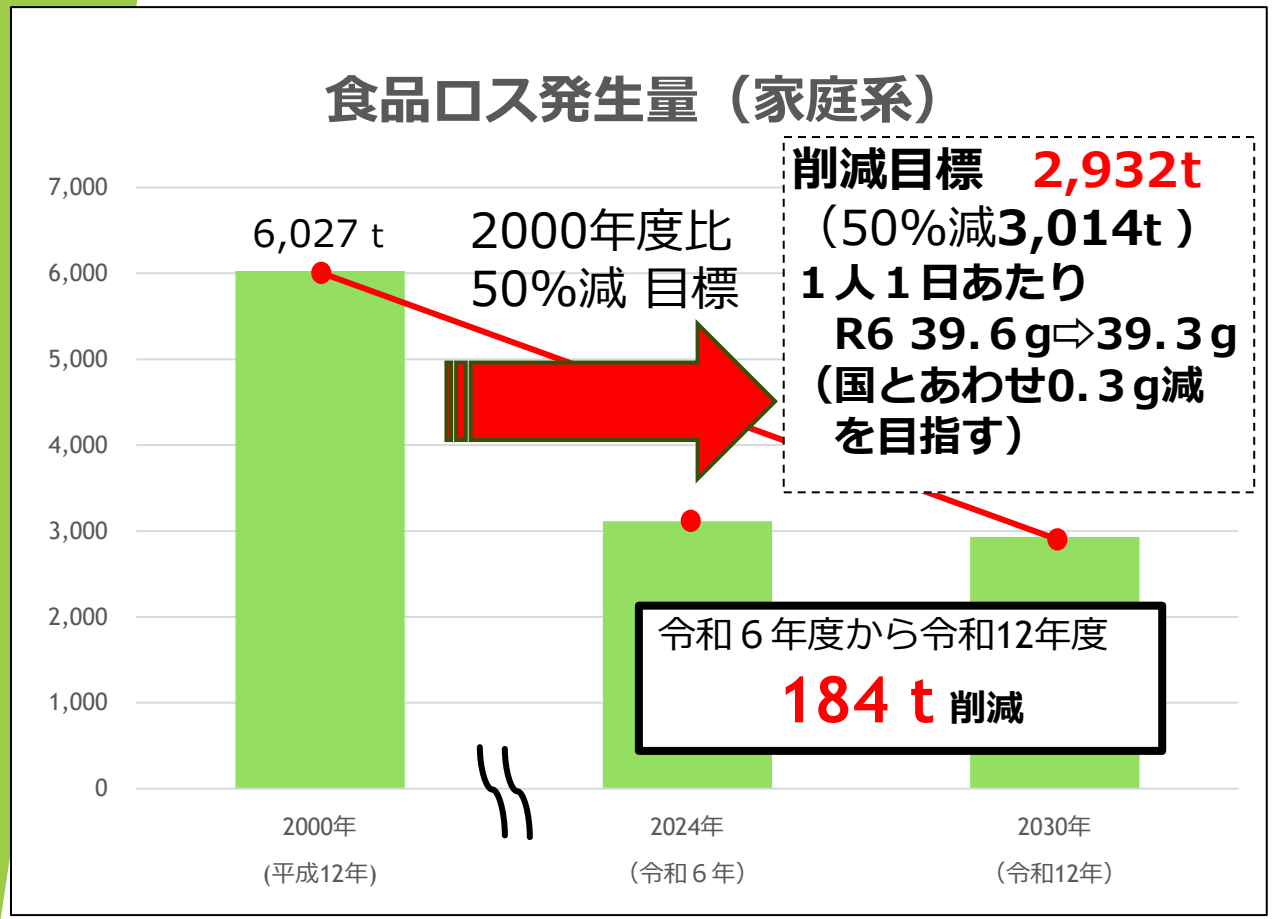
市の目標

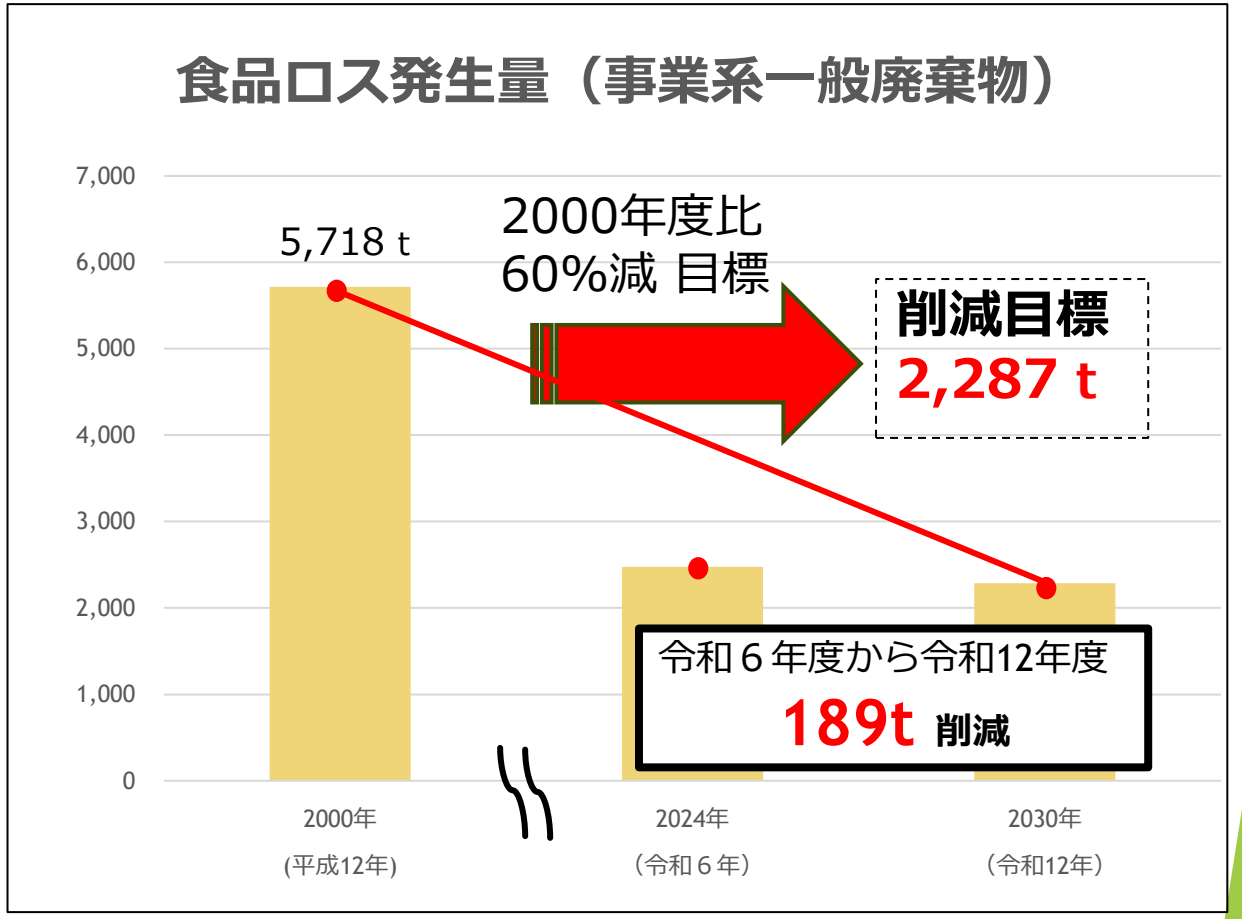
令和12年度の食品ロス量をそれぞれ

・家庭系　2,932ｔとする(Ｒ６年度と比較して184ｔ削減)

・事業系　2,287ｔとする(Ｒ６年度と比較して189ｔ削減)

○目標設定の考え方





年	2000年 （平成12年）	2024年 （令和６年）	**2030年 （令和12年）**
食品ロス量	6,027 t	3,116 t	**2,932 t**
1人1日あたり	67.5 g	39.6 g	**39.3 g**

年	2000年 （平成12年）	2024年 （令和６年）	**2030年 （令和12年）**
食品ロス量	5,718 t	2,476 t	**2,287 t**
1人1日あたり	64.0 g	31.4 g	**30.7 g**

８．計画の基本方針について

国の定める基本的な方向	現計画での基本的な方向
・食品ロス削減のためには、国民各層がこの問題を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」するだけにとどまらず「行動」に移すことが必要である。 ・食べ物を無駄にしない意識、食品ロス削減の必要性の認識、生産・製造・販売の各段階及び家庭での買物、保存、調理の各場面での食品ロスの発生、消費者、事業者等に期待される役割と行動の理解、可能なものから具体的行動に移すことが求められる。 ・こうした理解と行動の変革が広がるよう、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していく。	・食品ロス削減には、全ての市民、事業者等がこの問題と自らの役割を正確に理解し、できることから行動に移すことが必要。 ・具体的には、食べ物を無駄にしない意識を持ち食品ロス削減の必要性を認識すること、生産、製造及び販売の各段階並びに家庭での買物、保存及び調理の各場面における食品ロスの発生を理解すること、及び市民、事業者等が自主的、具体的に削減のための取組を行うことが求められている。 ・本計画では、このような理解と行動の変革が広がるよう、市民、事業者、行政等の多様な主体が連携した市民運動として食品ロスの削減を推進していく。

現計画の基本的な方向は国の方針とも齟齬がなく、また有効であると考えられることから、今改定においても現計画の基本的な方向を引き続き踏襲していくものとしたい。文面については再整理する。

９．基本的な施策及び取組について

（１）基本的な施策について

国の定める基本的施策	地方公共団体（八戸市）の基本的施策
（略）地方公共団体においては、以下の施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進する。 （１）教育及び学習の振興、普及啓発 （２）食品関連事業者等の取組に対する支援 （３）表彰（顕著な功績があると認められる者の表彰） （４）実態調査及び調査・研究の推進 （５）情報の収集及び提供（先進的取組に関する情報の収集と提供） （６）未利用食品等を提供するための活動（食品寄付）の支援等	【現計画】 （１）市民への普及啓発等 （２）食品関連事業者の取組に対する支援 （３）実態調査等の実施 （４）未利用食品を提供するための活動の支援 ↓ 【改定案】 （１）食品ロス削減のための普及啓発 （２）食品関連事業者等の取組に対する支援 （３）食品ロスの現状調査 （４）未利用食品等を提供するための活動の支援

改定案では、現計画の４本の柱を踏襲し、各項目の名称を整理する。特に（１）（２）（４）での新たな具体的取組の推進に重点を置き、削減目標達成を目指すこととしたい。また、国の基本的施策にある「表彰」、「情報の収集及び提供」については、（１）～（４）に含まれる取組もあるが、次期改訂時に、食品ロス削減のための具体的取組の実施状況を踏まえながら個別の施策とするかどうか検討するものとする。

（２）取組について

八戸市の（基本的施策及び）取組について

・この項目での「取組」については、①市が主体となって取り組むもの、②市が市民や事業者等の取組を支援するもの、③市が市民や事業者等と連携協力し取り組むものを記載する。家庭や各事業者等の主体的取組等については、第5節に記載することとなる。

・次ページ以降の各施策右欄に記載した「取組見直しの方向性」については、今回改定によって、今後新たに取り組む、あるいはより充実させて取り組むべき事項について、「自治体職員向け食品ロス削減のための取組事例集」（他都市の先進的取組）を参考に、現時点で考えられる取組を幅広に掲載したものであり、今後、委員の皆様からのご意見、実施体制やコスト、関係者との連携の可能等を踏まえながら、計画に掲載する取組を精査していく予定である。

①食品ロス削減のための普及啓発

現計画上の取組	課題や見直しのポイント	取組見直しの方向性
○「３つのきる」の啓発（食材は使いきる・料理は食べきる・生ごみは水気をきる） ○エコ料理の実践など家庭の中で実践できる行動の啓発 ○「てまえどり」の取組推進 ○「３０１０運動」の取組推進 ○小学生などを対象とした学習講座の実施 ○食品ロス削減月間（10月）や各種イベント等での食品ロス削減対策の周知	○当市の家庭系食品ロスの割合は減少傾向にあるが、効果的な啓発活動を継続し、さらなる削減に努める必要がある。 ○これまでの普及啓発は、対象や実施時期が限定的。事業者とも連携した展開を図る。 ○国の基本方針の見直しポイント（食べ残しの持ち帰りや食品寄付の促進等）を踏まえ、取組を推進する必要がある。	○家庭で発生する食品ロス対策（直接廃棄、食べ残し、過剰除去への普及啓発の取組） ⇨冷蔵庫内の定期的な確認の呼びかけ ⇨食品ロス削減を意識した買い物の体験講座 ⇨食品ロスダイアリー（※）を活用した啓発 ⇨エコ料理教室の実施 ⇨エコ料理レシピの開発　など ○持ち帰り・食べ切りのインセンティブ付与 ⇨「残さず食べよう！」推進事業所認定制度 ○情報発信の充実 ⇨ＳＮＳやアプリ等を活用した効果的な情報発信や事業者と連携した発信。

※食品ロスダイアリーとは：家庭で捨ててしまった食品（食べ残しや期限切れなど）の種類、重さを日記（ダイアリー）形式で記録していくもの。

②食品関連事業者等の取組に対する支援

現計画上の取組

〇規格外や未利用の農林水産物の活用促進支援

〇商習慣の見直し等の取組に対する市民の理解促進支援

〇市民への普及啓発（期限表示の理解など）の支援

〇外食事業者による食品ロス削減の取組促進及び事例の周知

〇国が作成した「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」等の周知。特に留意事項を十分に理解し、希望者が「自らの責任で持ち帰り」を行うことを「当たり前」にしていく啓発を推進。

課題や見直しのポイント

〇事業系一般廃棄物にあたる食品ロスは国と比較して多い水準であるため、「食品卸・小売事業者」や「外食事業者」をはじめとした食品関連事業者と連携して取組を推進していく必要がある。（現時点では十分な連携が図れていない。）

〇国の基本方針の見直しポイント（食べ残しの持ち帰りや食品寄付の促進等）を踏まえ、取組を推進する必要がある。

取組見直しの方向性

〇持ち帰り・食べ切り・適量注文の推進（外食産業）

⇨食べ残し持ち帰り容器の使用推進

⇨「食べ切り割」や「食べ切りメニュー」の開発

⇨適量注文・持ち帰りを呼びかける協力店制度

〇食品売り切りの支援（小売業）

⇨「てまえどり」の呼びかけ、キャンペーンの実施

〇再流通の支援（小売業、卸売業、製造業、生産者）

⇨例えば「環境展」などのイベントにおける規格外品等の廉価販売

〇食料寄付の支援（小売業、卸売業、製造業）④に記載

〇情報の発信・呼びかけ

⇨食品衛生に関する事業者向け講習会を活用した情報発信

③食品ロスの現状調査

現計画上の取組

〇家庭系ごみ組成調査において食べ残し、未使用食品の調査を実施

〇食品ロスに関する市民アンケート調査等の実施検討（認知度や取組状況等の把握）

課題や見直しのポイント

〇事業系食品ロスの現状については、国の統計調査等を活用して推計しているところであり、当市の地域特性等について十分に把握できていない状況である。

取組見直しの方向性

〇家庭系食品ロスの現状調査

⇨引き続き組成調査を実施するとともに、食品ロスダイアリー調査による実態把握についても検討する。

〇事業系食品ロスの現状調査

⇨政府統計の活用のほか、事業者向けアンケートの実施や意見交換等を通して発生状況等を把握することに努める。

④未利用食品等を提供するための活動の支援

現計画上の取組

○食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチング、提供食品の情報共有、フードドライブの推進など、フードバンク活動への支援を検討し、関係者相互の連携を進める。

○災害時用備蓄食料の更新時に、防災訓練での活用のほかフードバンクへの提供等も含めた有効活用に努める。

課題や見直しのポイント

○食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチングの現状について十分に把握していないため、普及に向けた課題が整理できていない。

○国の基本方針の見直しポイント（食品寄付の促進等）を踏まえ、取組を推進する必要がある。

取組見直しの方向性

○常設の食品寄付の回収拠点の設置
⇨フードドライブ(※)回収ボックスの設置や「あおもりフードバンク(※)」との連携。

○食品小売業・卸売業・製造業とフードバンク団体との連携、マッチング支援
⇨国の「食料寄付ガイドライン」を踏まえたフードバンク団体向けガイドラインの作成・公開、食品提供企業及び受入れ先の開拓、当事者間協議の支援等を通して、効果的で継続的な食品提供スキームを構築

○マッチングオンラインシステムの活用
⇨システムの構築、又は「あおもりフードバンク(※)」との連携、活用。

※フードドライブとは：家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、子ども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。
※あおもりフードバンクとは：青森県社会福祉協議会が行う、企業、団体、個人から食品を無償で提供していただき、食品を必要とする地域の人に届ける活動。